

平成 30 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率に係る  
本算定（国が示す確定係数を用いた算定）の結果について

1 要旨

国保事業費納付金（市町から県へ納付するもの）及び市町村標準保険料率（県が市町へ示す保険料率）の算定については、算定標準システムによる推計値や国から示された仮係数（公費等）に一定の補正を加えて算定フレームを設定し、平成 30 年度分の仮算定を行い、昨年 12 月に算定結果を公表した。

この度の本算定に当たっては、改めて国から示された確定係数（公費等）に基づき、仮算定時の 1 人当たり療養の給付費等に診療報酬改定を反映するなど、算定フレームの一部修正を行っており、算定結果は当初予算に反映する。

2 算定フレーム（詳細は別紙 1 のとおり）

項目	仮係数	確定係数	備考
(1) 被保険者数	一般：580,893 人 介護 2 号：165,316 人	(変更なし)	対 28 年度比▲ 4.78% 対 28 年度比▲12.74%
(2) 所得係数 β	医療分：0.945 後期分：0.940 介護分：0.876	(変更なし)	応能応益比における 応益比率が高まる
(3) 追加公費 (全国ベース)	約 1,700 億円のうち、 約 1,500 億円を反映	約 1,700 億円のうち、 約 1,600 億円を反映	追加(約 100 億円)内訳 ・ 暫定措置 約 50 億円 ・ 保険者努力支援制度 (市町村分) 約 30 億円
(4) 係数補正	[医療費等の増額補正]	[診療報酬改定を反映] (▲1.19%)	
・ 1 人当たり療養の 給付費等	402,276 円 → 413,401 円 (+11,125 円)	413,401 円 → 410,459 円 (▲2,942 円)	対 28 年度比 +3.17% (診療報酬改定反映後)
・ 高額医療費負担金	補正額 ▲19.6 億円	(変更なし)	27 年度並の数値への 補正
・ 特別調整交付金 (市町村分)	補正額 ▲ 7.8 億円	(変更なし)	原爆医療費分を補正
・ 保険者努力支援制度 (都道府県分)	補正額 ▲12.2 億円	補正額 ▲12.3 億円	課税所得捕捉に係る 保険料不足への対応
(5) 激変緩和措置			
・ 暫定措置 ・ 追加激変緩和措置	5.03 億円 —	6.04 億円 (+1.01 億円) 2.01 億円 (+2.01 億円)	一定割合に上昇率を 抑制するための財源
・ 一定割合	4.01% (対 28 年度比)	4.02% (対 28 年度比)	統一保険料水準を達成 するために必要な年平均 伸び率を設定

3 算定結果（詳細は別紙 2 及び別紙 3 のとおり）

○平成 30 年度の 1 人当たり保険料収納必要額【全県】

区分	統一保険料率ベース		激変緩和措置適用後		平成 28 年度 決算ベース
	金額	対 28 年度 決算比	金額	対 28 年度 決算比	
法定外繰入後	127,213 円	4.37%	123,236 円	1.11%	121,889 円
法定外繰入前		2.93%		▲0.29%	123,596 円

○平成 30 年度の 1 人当たり国保事業費納付金【全県】

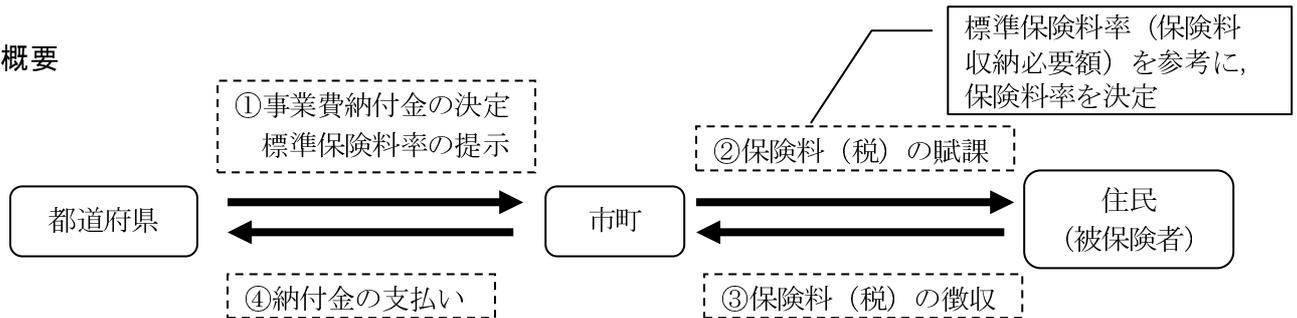
[激変緩和措置適用後] 134,880 円

4 今後の予定

平成 30 年 3 月 国保事業費納付金等の確定、市町への通知

## 平成 30 年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定について

## 1 概要



## 2 算定のフロー

①県全体の診療費総額（＝療養の給付費等総額）を推計

↓ 一人当たり療養の給付費等の水準を調整

②「標準保険料率の算定に必要な保険料総額＝納付金算定基礎額」となるように調整

↓ 統一保険料率になるよう、市町村国保運営に係る費用額と収入額を調整

③市町毎に保険料収納必要額を算定

↓ 県統一の算定方式（3方式：所得割、均等割、平等割）により、按分（シェア）

④市町毎に事業費納付金を算定

↓ 市町毎に交付される公費等を加減算

⑤標準保険料率の算定

↓ 激変緩和措置適用後の市町毎の保険料収納必要額に、標準的な収納率を反映して算出

⑥標準保険料率の提示・・・あるべき保険料率（標準的な負担）の見える化

↓ 法定の標準保険料率として、都道府県標準保険料率（2方式）及び市町村標準保険料率（3方式に統一）を示すとともに、任意の標準保険料率として、統一保険料率をベースに市町毎の標準的な収納率を反映した「準統一の保険料率」と、「市町村の算定基準に基づく標準保険料率」（3方式又は4方式）を示す。

## 3 前提条件

平成29年12月25日付け保国発1225第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、医療費水準を反映しないこと（医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ ）を基本原則として、次の前提条件により、平成30年度国保事業費納付金及び市町村標準保険料率を算定する。

## (1) 被保険者数

一般被保険者数及び介護2号被保険者数は、3年度分（H27.3～H29.5）を基に国保事業費納付金等算定標準システム（以下：算定標準システムという。）が算定した推計値を用いる。

区分	30年度	28年度	変動値	変動率
一般被保険者数	580,893人	610,056人	▲29,163人	▲4.78%
介護2号被保険者数	165,316人	189,443人	▲24,127人	▲12.74%

(2) 所得係数 $\beta$ 

国が示した所得係数の値を用いる。（広島県の所得水準が全国水準よりも低いため、現行保険料率よりも均等割額・平等割額が高くなる。）

区分	国が示した 所得係数	応能比率		応益比率	
		30年度	28年度	30年度	28年度
医療分	0.945	48.60%	51.67%	51.40%	48.33%
後期分	0.940	48.46%	51.76%	51.54%	48.24%
介護分	0.876	46.70%	51.76%	53.30%	48.24%

(3) 制度改正に伴う追加公費

国が示した平成 30 年度分の確定係数により，次のとおり配分する。

追加公費の項目		確定係数	
		全国	広島県
内 訳	普通調整交付金	約 300 億円	(推計) 約 624,000 千円
	暫定措置	約 300 億円	603,731 千円
	特別調整交付金 (都道府県)	(子ども) 約 100 億円	214,411 千円
	保険者努力支援制度 (都道府県)	約 500 億円	1,228,411 千円
	保険者努力支援制度 (市町村)	約 330 億円 (別途特調より 170 億円)	1,146,387 千円
	特別高額医療費共同事業	約 60 億円	(推計) 約 73,223 千円
	精神・非自発分 (未反映)	約 100 億円	— (実績に応じた交付見込)
合 計		約 1,700 億円	(推計) 約 3,890,163 千円

※その他，追加激変緩和措置として，全国約 100 億円のうち，本県に 201,244 千円交付

(4) 医療費等の係数補正

算定標準システムによる算定過程において，県全体の保険給付額と納付金（保険料収納必要総額）の収支不足を生じることがないように，次のとおり危険率を見込んで，算定標準システムの推計値や確定係数（見込額）を補正のうえ，平成 30 年度診療報酬改定を反映する。

ア 診療費総額（＝療養の給付費等総額）に係る危険率の設定

算定標準システムでは，高額薬剤の影響による平成 27 年度の大幅増及び平成 28 年度の大幅減を反映し，平成 30 年度の療養の給付費等総額が大幅に減少する推計値となるため，平成 28 年度実績に平成 24 年度から平成 28 年度の広島県の 1 人当たり療養の給付費等の平均伸び率（1.936% P6 参考を参照）の 2 年度分 **(3.91%)** を反映した数値に補正を行い，その上で，国通知の平成 30 年度診療報酬改定率 [▲1.19%] による影響分 **(1 人当たり療養の給付費等の変動率 0.74 ポイント減少)** を反映する。 **(3.91%→3.17%)**

○算定標準システムの平成 30 年度推計値【補正前】

・診療報酬改定率の反映前

区 分	30 年度 【A】	28 年度 【E】	変動額 【A】 - 【E】	変動率 【A】 / 【E】
療養の給付費等 (1 人当たり)	233,679 百万円 (402,276 円)	242,708 百万円 (397,847 円)	▲9,029 百万円 (4,429 円)	▲3.72% 1.11%
保険給付費(一般分) (1 人当たり)	194,208 百万円 (334,327 円)	204,365 百万円 (334,994 円)	▲10,157 百万円 (▲667 円)	▲4.97% ▲0.20%



0.74 ポイント減少

・診療報酬改定率の反映後

区 分	30 年度 【B】	28 年度 【E】	変動額 【B】 - 【E】	変動率 【B】 / 【E】
療養の給付費等 (1 人当たり)	231,963 百万円 (399,322 円)	242,708 百万円 (397,847 円)	▲10,745 百万円 (1,475 円)	▲4.43% 0.37%
保険給付費(一般分) (1 人当たり)	192,781 百万円 (331,869 円)	204,365 百万円 (334,994 円)	▲11,584 百万円 (▲3,125 円)	▲5.67% ▲0.93%

○算定標準システムの平成 30 年度推計値 **【補正後】**

・診療報酬改定率の反映前

区 分	30 年度 【C】	28 年度 【E】	変動額 【C】 - 【E】	変動率 【C】/【E】
療養の給付費等 (1 人当たり)	240,142 百万円 (413,401 円)	242,708 百万円 (397,847 円)	▲2,566 百万円 (15,554 円)	▲1.06% <b>3.91%</b>
保険給付費(一般分) (1 人当たり)	199,576 百万円 (343,568 円)	204,365 百万円 (334,994 円)	▲4,789 百万円 (8,574 円)	▲2.34% 2.56%



0.74 ポイント減少

・診療報酬改定率の反映後

区 分	30 年度 【D】	28 年度 【E】	変動額 【D】 - 【E】	変動率 【D】/【E】
療養の給付費等 (1 人当たり)	238,433 百万円 (410,459 円)	242,708 百万円 (397,847 円)	▲4,275 百万円 (12,612 円)	▲1.76% <b>3.17%</b>
保険給付費(一般分) (1 人当たり)	198,158 百万円 (341,126 円)	204,365 百万円 (334,994 円)	▲6,207 百万円 (6,132 円)	▲3.04% 1.83%

**【医療費の係数補正による増額調整】(診療報酬改定率を反映後)**

療養の給付費等の補正総額 【D】 - 【A】 (1 人当たり)	4,754 百万円 (8,183 円)
保険給付費(一般分)の補正総額 【D】 - 【A】 (1 人当たり)	3,950 百万円 (6,799 円)

イ 公費の反映額を縮小

①高額医療費負担金

国が示した確定係数では、高額薬剤の影響が高めに出ているため、この影響を排除し、平成 27 年度並の数値に補正する。

補正前	補正後	補正額
5,521,601 千円	3,558,458 千円	▲1,963,143 千円

②国の特別調整交付金(市町村分)

国の特別調整交付金(市町村分)のうち原爆医療費については、国が示した確定係数よりも減少傾向にあることから、直近の減少率を反映した数値に補正する。

補正前	補正後	補正額
2,639,294 千円	1,862,286 千円	▲777,008 千円

③保険者努力支援制度(都道府県分)

課税所得捕捉の時差などによる保険料収納必要総額に対する市町村標準保険料率不足の可能性に備えて予備費を確保するため、国が示した確定係数の全額を留保財源とする。

補正前	補正後	補正額
1,228,411 千円	0 千円	▲1,228,411 千円

**【公費による減額調整】**

公費の補正総額	1 人当たり
▲3,968,562 千円	▲6,832 円

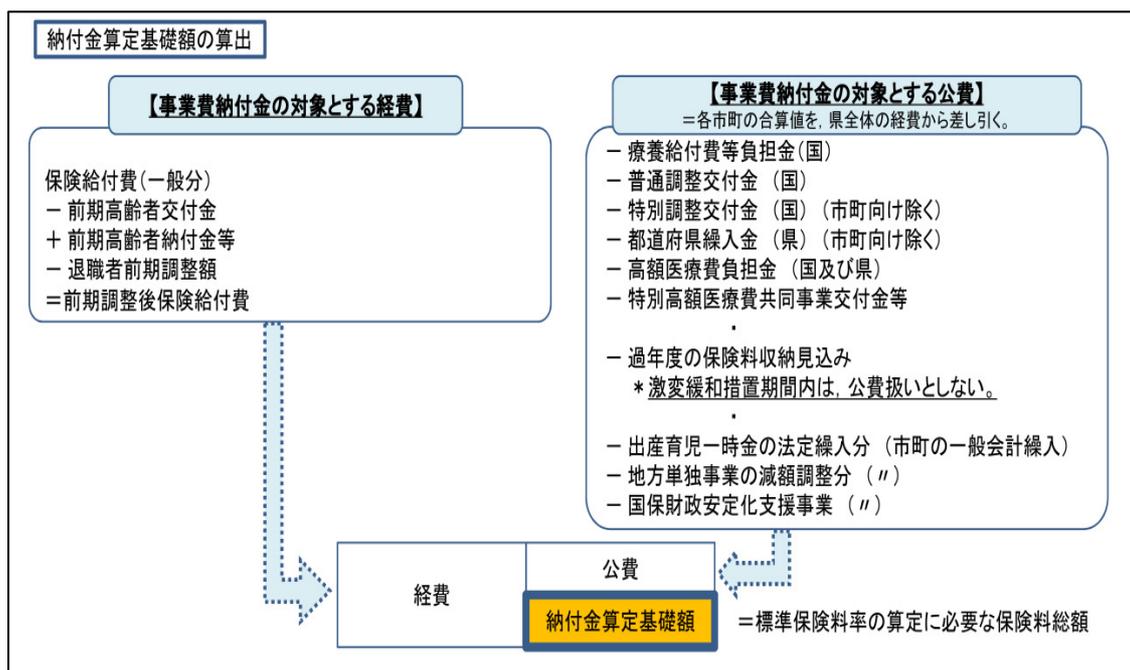
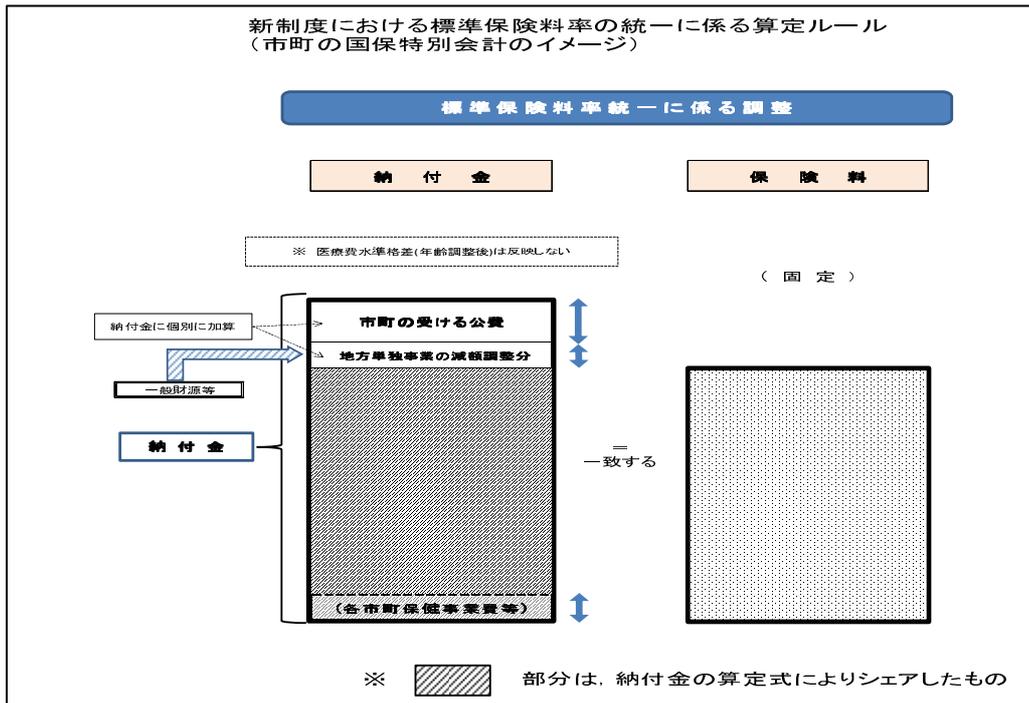
#### 4 市町村標準保険料率と事業費納付金の関係（統一保険料率とするための算定方法）

県単位化後の制度では、各市町が徴収した保険料を、事業費納付金の形で県が集めて保険給付を賄う、県内全市町で相互に支え合う仕組みとなる。

市町ごとの事業費納付金〔うちの保険料収納必要総額〕の額は、所得水準と医療費水準（本県は反映しない。）によって決定されるが、同時に、市町ごとの指標となる標準的な保険料率（納付金を納めるための保険料率）も決定されることになる。

このため、事業費納付金の算定に当たっては、次のとおり「標準保険料率の算定に必要な保険料総額＝納付金算定基礎額」となるように、事業費納付金の算定段階から、全県の市町村国保運営に係る費用額と収入額を調整することで、統一保険料率になるよう算定を行う。

#### 統一保険料率に係る標準保険料率と納付金の関係



## 5 事業費納付金の算定（個別加減算による調整）

ア 保険料収納必要総額の算定対象とする経費（全市町の共通経費として、必要総額を加算）

【出産育児一時金及び葬祭費については、支給基準を全県で統一】

- ・ 特定健康診査・特定保健指導に係る補助基準額の 1/3
- ・ 出産育児一時金：40 万 4 千円（産科医療補償制度の場合は、1 万 6 千円を加算）の 1/3
- ・ 葬祭費：3 万円の全額
- ・ 審査支払手数料
- ・ 事務費・委託費（保険料（税）で賄う必要があるものに限る）

イ 保険料収納必要総額の算定対象としない経費（市町毎に個別加算）

【市町の政策判断による経費として、一般会計繰入金等で対応するもの】

- ・ 地方単独事業の減額調整分
- ・ 保険料（税）の減免
- ・ 一部負担金の減免
- ・ 前期高齢者交付金（精算分）、後期高齢者支援金（精算分）、介護納付金（精算分）  
（30、31 年度の 2 年間〔経過措置期間〕）【市町から国への返還分】

全県の統一保険料水準  
の変動要因となる。

ウ 個別に交付見込相当額を加算する公費

【市町村標準保険料率の算定に影響させないように、納付金算定基礎額から予め控除し、市町毎に事業費納付金を算定した後、交付見込相当額を個別加算】

- ・ 保険基盤安定制度（保険者支援分）
- ・ 国の特別調整交付金【医療分に限る】
- ・ 県繰入金（2 号分）【医療分に限る】
- ・ 財政安定化支援事業（地方財政措置分）【公費扱い】
- ・ 延滞金【公費扱い】
- ・ 過年度の保険料（税）収納見込額【公費扱い】

保険料率の市町間の変動  
要因となる。

※ただし、過年度の保険料（税）収納見込額については、激変緩和措置期間は適用しない。

エ 個別に交付見込額を減算する公費

【市町毎に事業費納付金を算定した後、交付見込額を事業費納付金から個別減算】

- ・ 暫定措置、追加激変緩和措置分
- ・ 県繰入金（1 号分）【激変緩和用】
- ・ 前期高齢者交付金（精算分）、後期高齢者支援金（精算分）、介護納付金（精算分）  
（30、31 年度の 2 年間〔経過措置期間〕）【国から市町への返還分】

全県の統一保険料水準  
の変動要因となる。

## 6 激変緩和措置に係る一定割合（自然増等 + $\alpha$ ）の設定

各市町が本来集めるべき一人当たりの保険料額が、急激な負担増とならないよう、公費を用いて伸び率を抑制する一定割合は、激変緩和措置期間内に統一保険料水準を達成するために、全市町が目標とする統一保険料水準と平成 28 年度を基点とする現行保険料水準との差（伸び率）が最大となる市町にとって、その解消に必要な年平均伸び率（30 年度から 35 年度までの 6 年間の最大伸び率の累乗根）を基準として設定する。

また、その財源としては、国から交付される暫定措置・追加激変緩和措置を優先的に活用する。

※広島県一人当たり療養の給付費等の年平均伸び率（H24～H28） 1.936%

**療養の給付費等総額の伸び率**

(単位：円，%)

	広島県		全国	
	療養給付費総額	対前年	療養給付費総額	対前年
23年度計	234,100,303,713	-	10,010,351,775,670	-
24年度計	235,050,538,645	0.41%	10,137,679,252,981	1.27%
25年度計	239,346,135,965	1.83%	10,319,716,431,580	1.80%
26年度計	243,777,686,986	1.85%	10,476,386,174,850	1.52%
27年度計	250,491,766,554	2.75%	10,779,083,429,381	2.89%
28年度計 (速報値)	242,708,153,000	-3.11%	-	-

年平均(H24～H28)⇒ **0.746%**

**被保険者数(一般分)の伸び率**

(単位：円，%)

	広島県		全国	
	被保険者数(一般分)	対前年	被保険者数(一般分)	対前年
23年度計	647,189	-	33,464,584	-
24年度計	643,710	-0.54%	33,080,402	-1.15%
25年度計	639,443	-0.66%	32,662,191	-1.26%
26年度計	634,276	-0.81%	32,157,247	-1.55%
27年度計	625,367	-1.40%	31,465,651	-2.15%
28年度計 (速報値)	610,056	-2.45%	30,483,693	-3.12%

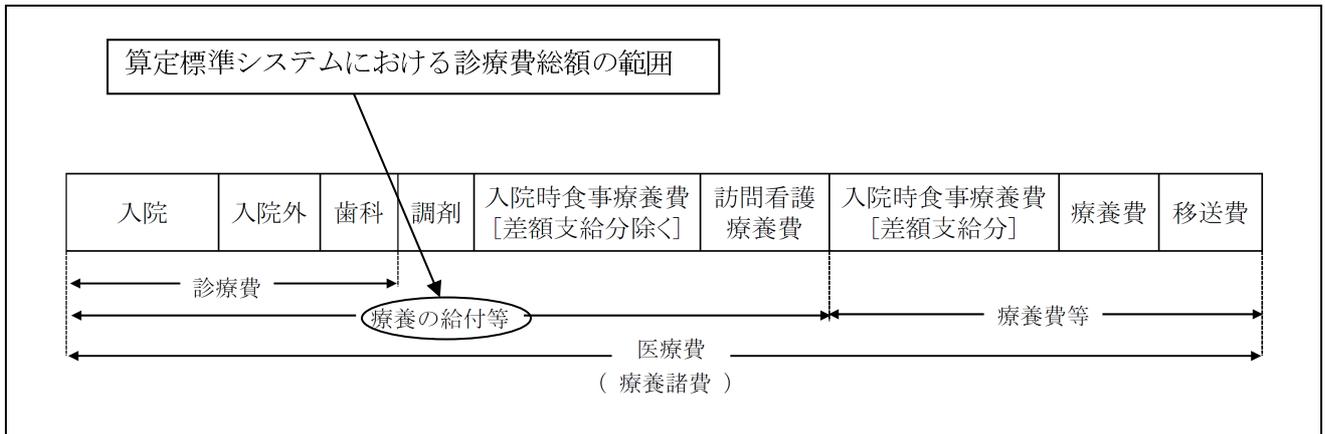
年平均(H24～H28)⇒ **-1.172%**      年平均(H24～H28)⇒ **-1.846%**

**一人当たり療養の給付費等の伸び率**

(単位：円，%)

	広島県		全国	
	一人当たり療養の給付費等	対前年	一人当たり療養の給付費等	対前年
23年度計	361,719	-	299,133	-
24年度計	365,150	0.95%	306,456	2.45%
25年度計	374,304	2.51%	315,953	3.10%
26年度計	384,340	2.68%	325,786	3.11%
27年度計	400,552	4.22%	342,567	5.15%
28年度計 (速報値)	397,847	-0.68%	-	-

年平均(H24～H28)⇒ **1.936%**



平成30年度 1人当たり保険料収納必要額の算定結果  
【平成30年1月現在】

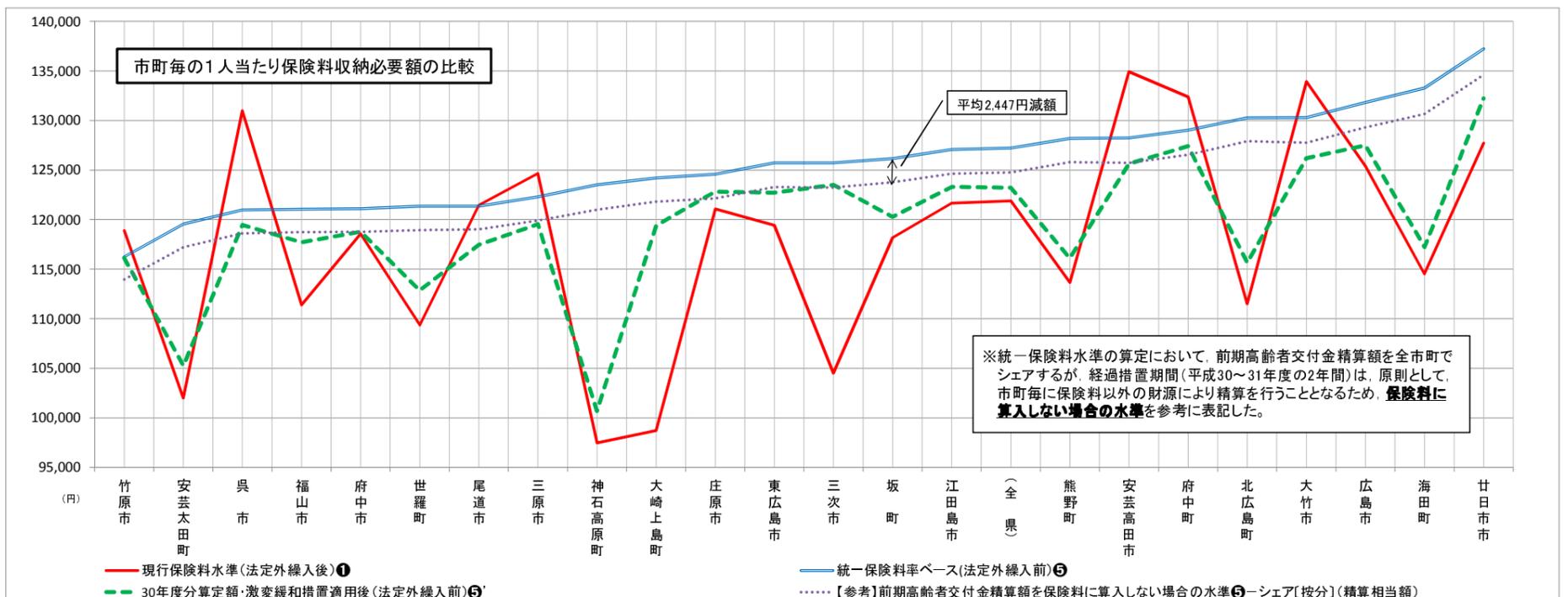
別紙2

<算定条件等>

- 平成30年度推計【統一保険料率ベース】は、統一保険料率とするために、納付金算定基礎額が保険料収納必要総額に等しくなるよう公費や経費等を調整するとともに、市町毎の医療費水準は反映せず（医療費指数反映係数 $\alpha=0$ ）、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分（シェア）を行っている。  
【納付金算定基礎額=保険料収納必要総額（本来集めるべき保険料総額） $\rightarrow$ 統一保険料率】
- 所得係数 $\beta$ は、国が示した係数（医療分 $\approx 0.9454$ 、支援金分 $\approx 0.9403$ 、介護分 $\approx 0.8762$ ）を用いている。  
応能比率：応益比率=医療分48.60：51.40、支援金分48.46：51.54、介護分46.70：53.30
- 追加公費については、国が示した係数を用いて、1,700億円（全国ベース）のうち、約1,600億円を算入している。
- 保険給付費及び公費の収支バランスにおける危険率を考慮し、保険給付費（一般分）については、1人当たり9,241円の増額補正を行った上で、H30診療報酬改定率[0.9881]を反映（1人当たり2,442円の減額補正）したことにより、差引1人当たり6,799円の増額補正、公費については、1人当たり6,832円の減額補正となった。
- 平成30年度推計【激変緩和措置適用後】は、下記の激変緩和措置（暫定措置[604百万円]+追加激変緩和額[201百万円]、一定割合=4.02%）を適用するとともに、前期高齢者交付金精算額（新制度施行後2年間、市町が個別負担する旧制度分の返還金）を保険料収納必要額から控除し、保険料以外の財源充当を想定している。
- 過年度（滞納繰越分）の保険料収納見込額は、激変緩和措置期間中は県全体の公費扱い（特定財源）とせず、各市町の留保財源とする。
- 「1人当たり保険料収納必要額」とは、当該市町が本来集めるべき保険料総額の1人分をいう。

市町	基本情報				算定結果【1人当たり】																
					(平成28年度決算ベース)				(平成30年度推計)												
					【統一保険料率ベース】						【激変緩和措置適用後】							前期高齢者交付金精算相当額を保険料徴収する場合			
	一般被保険者数 ※1 人	1人当たり平均所得 ※2 円	医療費指数 ※3	標準的な収納率 ※4 %	保険料収納必要額 (法定外繰入後) ※5 円	法定外繰入金等の額 ※6 円	保険料収納必要額 (法定外繰入前) ※7 円	納付金方式(シェア方式)の導入等による影響額 ※8 円	⑧に対する増減率 ※10 %	⑩に対する増減率 ※11 %	納付金方式(シェア方式)の導入等による影響額 ※8 円	保険料収納必要額 (法定外繰入前) ※7 円	⑧に対する増減率 ※10 %	⑩に対する増減率 ※11 %	⑪に対する増減率 ※11 %	⑫に対する増減率 ※11 %	国保事業費納付金 ※12 円	前期高齢者交付金(精算額) ※12 円	前期高齢者交付金(精算額) ※12 円	保険料収納必要額 (法定外繰入前) ※7 円	
広島市	233,695	575,254	1.146	88.76	125,389	2,857	128,246	3,577	131,823	2.79	5.13	▲755	127,491	▲0.59	▲0.29	1.68	0.83	141,654	3,149	130,640	
呉市	44,519	486,691	1.133	94.13	130,996	0	130,996	▲10,018	120,978	▲7.65	▲7.65	▲11,519	119,477	▲8.79	▲4.50	▲8.79	▲4.50	134,141	5,292	124,769	
竹原市	6,445	445,723	1.108	94.76	118,899	0	118,899	▲2,657	116,242	▲2.23	▲2.23	▲2,761	116,138	▲2.32	▲1.17	▲2.32	▲1.17	126,221	2,761	118,899	
三原市	20,619	508,884	1.059	94.53	124,670	0	124,670	▲2,365	122,305	▲1.90	▲1.90	▲5,132	119,538	▲4.12	▲2.08	▲4.12	▲2.08	132,104	2,089	121,627	
尾道市	31,991	482,746	1.078	94.26	121,460	0	121,460	▲103	121,357	▲0.08	▲0.08	▲4,013	117,447	▲3.30	▲1.67	▲3.30	▲1.67	131,146	1,344	118,791	
福山市	98,586	484,944	1.014	90.71	111,400	547	111,947	9,115	121,062	8.14	8.67	5,752	117,699	5.14	2.54	5.65	2.79	129,287	1,639	119,338	
府中市	8,189	483,028	0.973	93.84	118,564	0	118,564	2,531	121,095	2.13	2.13	205	118,769	0.17	0.09	0.17	0.09	127,193	2,772	121,541	
三次市	10,899	512,542	1.124	96.07	104,508	13,338	117,846	7,891	125,737	6.70	20.31	5,653	123,499	4.80	2.37	18.17	8.71	124,053	0	123,499	
庄原市	7,720	492,255	1.069	96.29	121,081	0	121,081	3,501	124,582	2.89	2.89	1,730	122,811	1.43	0.71	1.43	0.71	132,563	495	123,306	
大竹市	6,496	563,364	1.120	94.51	133,921	0	133,921	▲3,630	130,291	▲2.71	▲2.71	▲7,714	126,207	▲5.76	▲2.92	▲5.76	▲2.92	133,840	2,888	129,095	
府中町	9,385	631,164	1.112	93.96	132,372	8,087	140,459	▲11,438	129,021	▲8.14	▲2.53	▲13,045	127,414	▲9.29	▲4.76	▲3.75	▲1.89	132,708	0	127,414	
海田町	5,597	589,117	1.087	94.42	114,534	0	114,534	18,746	133,280	16.37	16.37	2,692	117,226	2.35	1.17	2.35	1.17	125,226	6,085	123,311	
熊野町	5,515	563,284	1.092	95.06	113,649	0	113,649	14,541	128,190	12.79	12.79	2,455	116,104	2.16	1.07	2.16	1.07	121,959	0	116,104	
坂町	2,738	514,417	1.176	95.02	118,173	0	118,173	7,973	126,146	6.75	6.75	2,114	120,287	1.79	0.89	1.79	0.89	133,322	3,853	124,140	
江田島市	6,660	510,612	1.221	93.91	121,671	0	121,671	5,414	127,085	4.45	4.45	1,636	123,307	1.34	0.67	1.34	0.67	132,658	1,037	124,344	
廿日市市	25,786	625,178	1.020	94.94	127,706	0	127,706	9,524	137,230	7.46	7.46	4,542	132,248	3.56	1.76	3.56	1.76	136,073	0	132,248	
安芸太田町	1,552	460,446	1.144	96.60	101,989	0	101,989	17,564	119,553	17.22	17.22	3,267	105,256	3.20	1.59	3.20	1.59	150,960	13,944	119,200	
北広島町	4,263	540,982	1.007	94.29	111,498	0	111,498	18,789	130,287	16.85	16.85	4,166	115,664	3.74	1.85	3.74	1.85	120,811	0	115,664	
安芸高田市	6,479	525,644	1.059	96.05	134,920	0	134,920	▲6,685	128,235	▲4.95	▲4.95	▲9,274	125,646	▲6.87	▲3.50	▲6.87	▲3.50	138,426	741	126,387	
東広島市	35,948	530,785	1.006	92.70	119,436	0	119,436	6,282	125,718	5.26	5.26	3,287	122,723	2.75	1.37	2.75	1.37	125,736	0	122,723	
大崎上島町	1,910	492,526	1.214	95.70	98,715	18,904	117,619	6,590	124,209	5.60	25.83	1,791	119,410	1.52	0.76	20.97	9.98	132,032	9,111	128,521	
世羅町	3,709	482,396	0.857	97.32	109,353	0	109,353	11,997	121,350	10.97	10.97	3,498	112,851	3.20	1.59	3.20	1.59	125,563	9,526	122,377	
神石高原町	2,192	474,306	0.978	98.66	97,485	0	97,485	26,022	123,507	26.69	26.69	3,193	100,678	3.27	1.62	3.27	1.62	113,888	4,034	104,712	
全県	580,893	537,541	1.078	91.43	121,889	1,707	123,596	3,617	127,213	2.93	4.37	▲360	123,236	▲0.29	▲0.15	1.11	0.55	134,880	2,447	125,683	

- 【注記】
- ※1：国保事業費納付金額算定の基となった平成30年度一般被保険者数（推計値）
  - ※2：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果（国保事業費納付金額算定の基となった平成29年度各市町村の所得総額〔全国統一の賦課限度額控除後〕から算出）
  - ※3：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果から算出（平成26年度～28年度の3年平均で、年齢調整後の地域差指数に相当）
  - ※4：県調査結果から算出（平成26年度～28年度の過去3年間の実収納率の平均）
  - ※5：市町村基礎ファイルの1人当たり（一般被保険者数〔608,226人〕、介護2号被保険者数〔187,088人〕）平均保険料額〔決算額（賦課額）〕
  - ※6：市町村基礎ファイルの係数算定シートから算出〔決算額〕
  - ※7,9：国保事業費納付金等算定標準システムの算定結果
  - ※8：納付金等算定ガイドラインに沿った算定方法（シェア方式）を基に、保険料率を統一するため、公費や経費等を調整するとともに、医療費指数を反映しない算定を行ったことによる影響額
  - ※10：⑧を基点として対比を行い、公費を用いた激変緩和措置により、統一保険料水準を達成するために必要な年平均伸び率（一定割合）を超える部分の上昇を抑制することによって、制度変更による影響を緩和する。
  - ※11：現行保険料水準に対する増減率を示しており、具体的な保険料率や額は所得水準や世帯構成のモデルケースによって異なってくる。
  - ※12：国保事業費納付金には、シェアされた保険料収納必要額以外に、地方単独事業の減額調整分や財政安定化支援事業、保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金が個別加算されている。



平成30年度 県が示す市町村標準保険料率  
〔医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分〕  
【平成30年1月現在】

○平成30年度の「市町村標準保険料率」は、激変緩和措置適用後の市町村毎の保険料収納必要額に、標準的な収納率を反映して算出したものであり、法定の標準保険料率として、3方式に統一したものの(②)を示した。  
また、任意の標準保険料率として、統一保険料率をベースに市町村毎の標準的な収納率を反映した「準統一の保険料率」(①)と、「市町村の算定基準に基づく標準保険料率」(3方式又は4方式) (③)を示した。

市 町	平成28年度保険料(税)率				平成30年度の標準保険料率												
	現行保険料率				①準統一の保険料率				②市町村標準保険料率(3方式に統一)				③市町村の算定基準に基づく標準保険料率				
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
広島市	医療分	7.99	—	23,861	26,543	7.73	—	31,004	21,601	7.40	—	29,666	20,669	7.59	—	25,618	27,660
	後期高齢者支援金分	2.34	—	7,275	8,093	2.49	—	10,018	6,979	2.42	—	9,709	6,764	2.40	—	8,361	9,027
	介護納付金分	2.26	—	8,366	6,627	2.11	—	10,965	5,030	2.11	—	10,913	5,007	2.09	—	9,112	6,516
	計	12.59	—	39,502	41,263	12.33	—	51,987	33,610	11.93	—	50,288	32,440	12.08	—	43,091	43,203
呉市	医療分	8.20	—	22,200	21,600	7.29	—	29,235	20,369	7.27	—	29,168	20,322	8.38	—	23,252	21,850
	後期高齢者支援金分	3.50	—	9,120	8,880	2.35	—	9,446	6,581	2.29	—	9,189	6,402	2.71	—	7,312	6,871
	介護納付金分	3.00	—	8,520	6,000	1.99	—	10,339	4,743	1.94	—	10,046	4,609	2.38	—	7,514	4,646
	計	14.70	—	39,840	36,480	11.63	—	49,020	31,693	11.50	—	48,403	31,333	13.47	—	38,078	33,367
竹原市	医療分	7.60	19.00	26,400	20,000	7.24	—	29,041	20,233	7.15	—	28,669	19,974	7.38	18.36	24,559	19,703
	後期高齢者支援金分	2.60	6.00	9,100	6,800	2.34	—	9,383	6,538	2.24	—	9,017	6,282	2.32	5.33	7,789	6,162
	介護納付金分	2.90	5.00	9,700	7,900	1.98	—	10,270	4,712	2.12	—	10,996	5,045	2.42	4.17	7,910	5,620
	計	13.10	30.00	45,200	34,700	11.56	—	48,694	31,483	11.51	—	48,682	31,301	12.12	27.86	40,258	31,485
三原市	医療分	7.00	10.00	23,600	23,200	7.26	—	29,112	20,283	7.11	—	28,522	19,872	7.44	9.26	22,984	22,340
	後期高齢者支援金分	2.60	1.00	8,500	7,700	2.34	—	9,406	6,553	2.31	—	9,270	6,459	2.54	0.85	7,619	6,823
	介護納付金分	2.70	1.00	9,500	6,600	1.99	—	10,295	4,723	1.91	—	9,904	4,544	2.32	0.73	7,275	4,465
	計	12.30	12.00	41,600	37,500	11.59	—	48,813	31,559	11.33	—	47,696	30,875	12.30	10.84	37,878	33,628
尾道市	医療分	7.05	14.00	23,400	20,400	7.28	—	29,195	20,341	7.04	—	28,239	19,674	7.12	14.36	24,263	20,928
	後期高齢者支援金分	2.77	2.00	9,000	6,840	2.35	—	9,433	6,572	2.31	—	9,288	6,471	2.50	1.83	8,322	6,256
	介護納付金分	2.68	4.00	9,720	5,640	1.99	—	10,325	4,737	1.90	—	9,846	4,517	2.05	2.93	8,204	4,318
	計	12.50	20.00	42,120	32,880	11.62	—	48,953	31,650	11.25	—	47,373	30,662	11.67	19.12	40,789	31,502
福山市	医療分	9.29	—	24,960	19,920	7.56	—	30,338	21,317	7.21	—	28,906	20,139	8.66	—	23,804	18,388
	後期高齢者支援金分	1.92	—	5,520	3,960	2.44	—	9,802	6,829	2.43	—	9,743	6,788	2.82	—	8,122	5,636
	介護納付金分	2.16	—	7,320	3,840	2.07	—	10,729	4,922	2.09	—	10,819	4,964	2.47	—	8,705	4,184
	計	13.37	—	37,800	27,720	12.07	—	50,869	33,068	11.73	—	49,468	31,891	14.15	—	40,631	28,208
府中市	医療分	7.70	—	24,840	18,960	7.31	—	29,326	20,432	7.07	—	28,378	19,771	7.69	—	25,868	19,502
	後期高齢者支援金分	2.70	—	8,520	6,480	2.36	—	9,475	6,602	2.27	—	9,136	6,365	2.50	—	8,228	6,179
	介護納付金分	2.70	—	9,600	5,100	2.00	—	10,371	4,758	2.07	—	10,729	4,922	2.20	—	9,354	4,489
	計	13.10	—	42,960	30,540	11.67	—	49,172	31,792	11.41	—	48,243	31,058	12.39	—	43,450	30,170
三次市	医療分	7.58	11.00	25,300	19,000	7.14	—	28,645	19,958	7.12	—	28,567	19,903	7.88	11.18	24,177	17,757
	後期高齢者支援金分	1.03	2.00	4,200	2,500	2.30	—	9,255	6,448	2.08	—	8,358	5,823	1.98	3.86	8,012	4,662
	介護納付金分	1.55	4.50	7,300	4,500	1.95	—	10,130	4,648	1.98	—	10,254	4,704	1.78	5.16	8,879	4,841
	計	10.16	17.50	36,800	26,000	11.39	—	48,030	31,054	11.18	—	47,179	30,430	11.64	20.20	41,068	27,260
庄原市	医療分	7.10	22.20	24,400	19,900	7.13	—	28,580	19,912	7.02	—	28,151	19,613	6.78	21.63	23,920	19,139
	後期高齢者支援金分	2.10	8.00	6,700	5,600	2.30	—	9,234	6,434	2.29	—	9,196	6,407	2.20	8.57	7,354	6,032
	介護納付金分	2.10	9.70	9,800	5,800	1.95	—	10,107	4,637	1.91	—	9,892	4,538	1.68	7.97	8,561	4,611
	計	11.30	39.90	40,900	31,300	11.38	—	47,921	30,983	11.22	—	47,239	30,558	10.66	38.17	39,835	29,782
大竹市	医療分	6.51	16.02	23,660	26,860	7.26	—	29,118	20,287	7.11	—	28,512	19,865	6.32	14.83	24,407	27,131
	後期高齢者支援金分	2.16	5.32	7,910	8,980	2.34	—	9,408	6,555	2.29	—	9,194	6,406	2.02	4.74	7,858	8,735
	介護納付金分	2.15	7.19	8,920	7,130	1.99	—	10,298	4,724	1.85	—	9,568	4,389	1.70	5.51	7,796	5,326
	計	10.82	28.53	40,490	42,970	11.59	—	48,824	31,566	11.25	—	47,274	30,660	10.04	25.08	40,061	41,192
府中町	医療分	5.50	16.00	24,900	23,200	7.30	—	29,288	20,406	7.00	—	28,068	19,555	5.68	33.53	27,817	19,577
	後期高齢者支援金分	2.10	4.00	9,000	6,800	2.36	—	9,463	6,593	2.19	—	8,780	6,117	1.77	10.68	6,693	6,118
	介護納付金分	2.20	4.10	11,000	6,000	2.00	—	10,358	4,752	2.26	—	11,738	5,385	1.89	14.27	10,952	5,228
	計	9.80	24.10	44,900	36,000	11.66	—	49,109	31,751	11.45	—	48,586	31,057	9.34	58.48	47,462	30,923
海田町	医療分	4.83	12.65	26,100	18,500	7.27	—	29,146	20,306	6.18	—	24,771	17,258	4.79	12.16	26,994	19,032
	後期高齢者支援金分	1.54	4.17	8,000	5,700	2.34	—	9,417	6,561	1.93	—	7,744	5,396	1.51	3.97	8,194	5,805
	介護納付金分	1.98	6.04	10,700	5,800	1.99	—	10,307	4,729	2.03	—	10,524	4,828	1.68	5.12	10,233	5,055
	計	8.35	22.86	44,800	30,000	11.60	—	48,870	31,596	10.14	—	43,039	27,482	7.98	21.25	45,421	29,892
鹿野町	医療分	4.85	9.00	28,500	22,500	7.22	—	28,949	20,170	6.73	—	26,986	18,802	5.25	9.02	29,258	22,629
	後期高齢者支援金分	1.36	2.00	7,800	6,100	2.33	—	9,354	6,517	1.91	—	7,687	5,356	1.47	1.80	8,087	6,100
	介護納付金分	1.29	3.30	9,800	5,200	1.97	—	10,238	4,697	1.79	—	9,263	4,250	1.30	2.35	8,599	5,324
	計	7.50	14.30	46,100	33,800	11.52	—	48,541	31,384	10.43	—	43,938	28,408	8.02	13.17	45,944	34,053
坂町	医療分	5.90	23.00	26,500	24,500	7.22	—	28,962	20,178	6.97	—	27,957	19,478	6.11	24.11	26,425	23,880
	後期高齢者支援金分	1.90	6.00	9,000	7,000	2.33	—	9,358	6,520	2.23	—	8,966	6,247	1.97	6.29	9,062	6,891
	介護納付金分	1.40	6.00	8,000	6,000	1.98	—	10,242	4,699	1.81	—	9,371	4,299	1.41	5.13	8,795	5,561
	計	9.20	35.00	43,500	37,500	11.53	—	48,562	31,397	11.01	—	46,294	30,024	9.49	35.53	44,282	36,332
江田島市	医療分	6.00	23.00	26,000	18,000	7.31	—	29,304	20,417	7.13	—	28,598	19,925	7.02	24.43	26,529	16,729
	後期高齢者支援金分	2.00	7.00	8,000	8,000	2.36	—	9,468	6,597	2.33	—	9,346	6,511	2.23	7.16	7,835	7,137
	介護納付金分	2.20	1.00	7,500	7,000	2.00	—	10,363	4,755	1.88	—	9,731	4,464	2.13	0.98	6,807	5,699
	計	10.20	31.00	41,500	33,000	11.67	—	49,135	31,769	11.34	—	47,675	30,900	11.38	32.57	41,171	29,565
廿日市市	医療分	6.10	11.90	28,600	23,300	7.23	—	28,986	20,195	6.74	—	27,035	18,836	5.96	11.19	28,004	21,860
	後期高齢者支援金分	1.90	3.00	8,300	6,400	2.33	—	9,366	6,525	2.39	—	9,604	6,691	2.20	3.35	9,634	7,118
	介護納付金分	1.80	3.00	9,400	5,300	1.98	—	10,251	4,703	1.97	—	10,214	4,686	1.76	2.77	9,876	4,931
	計	9.80	17.90	46,													